

## 継続審査中の請原・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、国に意見書を提出してください」 ・辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること ・全国の市民が責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を行うこと ・国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要という結論になった場合、沖縄県の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決をすること</p>	<p>1 審査経過 ・令和元年6月17日 ・令和元年10月4日 ・令和元年12月2日 ・令和2年3月5日 ・令和2年6月12日 ・令和2年10月8日 ・令和2年12月1日 ・令和3年3月9日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>(1) 辺野古新基地建設は平成25年に仲井眞沖縄県知事が埋め立て承認を行ったが、その後、知事に就任した翁長知事が平成27年に埋め立て承認には瑕疵があるとして取り消した。</p> <p>(2) 国は承認の取り消しを沖縄県が撤回しないのは違法として訴訟を提起し、最高裁において国の勝訴が確定。</p> <p>(3) その後、国による護岸建設、土砂の投入など埋め立て工事が開始されたが、沖縄県は平成31年2月に埋め立ての是非を問う県民投票を実施。開票の結果、反対が70%を超える、投票資格者の4分の1に達した。</p> <p>(4) 県民投票の結果を受け、玉城知事は国に対し工事中止を求めているが、投票結果に法的拘束力はなく、新基地建設工事が進められている。</p> <p>(5) 埋め立て海域の北東側で軟弱地盤の存在が明らかになり、これに伴う地盤改良工事のため、完成年度は計画当初より遅れる見通し。</p> <p>(6) 令和2年10月には埋め立て予定区域全体の約4%が完了したと防衛省が公表。</p>	
		1

3 請願・陳情の受理年月日  
令和元年5月20日

4 請願・陳情者住所氏名  


- (7) 県の「埋め立て承認の撤回」を国が取り消した裁決について、県が裁決の取り消しを求めた訴訟について、令和2年11月に那覇地裁が県の請求を却下する判決が出された。
- (8) 国が埋め立て予定区域にあるサンゴを環境保全のために別の場所へ移植するため、採捕を許可するよう県に行った申請に対して、県が諾否を示さなかつたため、農林水産相が許可をするよう県には正の指示をした行為が「国の違法な関与」として取り消しを求めた訴訟の判決が令和3年2月に福岡高等裁判所・那覇支部であり、県の請求は棄却された。